

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について

気水第 70 号

令和 3 年 7 月 9 日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年神奈川県条例第 24 号）を令和 3 年 3 月 30 日に公布し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 3 年神奈川県規則第 56 号）を令和 3 年 6 月 29 日に公布しました。これら改正条例及び改正規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

改正の趣旨及び内容については、別紙のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

## 第1 改正の趣旨

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の規制と併せて、行政指導基準として平成18年4月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」（以下「指導指針」という。）により、施工業者等に対する不適正な作業の改善指導を行ってきた。

令和10年をピークに吹付け石綿等の除去等工事が増加することが予想されていること等を受けて令和2年6月に法の一部が改正され公布されたことを踏まえ、石綿の飛散防止対策の推進のため法を補完する規定を設け、法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第24号）を公布（以下、同条例による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、一部を除き、令和3年10月1日より施行することとした。

また、この条例改正とともに、所要の改正を行うため、令和3年6月29日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年神奈川県規則第56号）を公布（以下、同条例による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）し、一部を除き令和3年10月1日より施行することとした。

## 第2 改正の内容

### 1 定義（第2条関係）

#### (1) 吹付け石綿等（第2条第16号、規則第3条の3）

石綿に係る規定が適用される建築材料である吹付け石綿等については、法第18条の17第1項の規定中の「特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料」と同一とし、「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（吹付け石綿を除く）と規定した。

これらの建築材料における石綿の含有の考え方は、法の特定建築材料に関する判断基準と同様に、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいうものとする。

#### (2) 石綿排出等作業（第2条第17号、規則第3条の4）

石綿排出等作業については、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして、次の作業を規定した。

- ア 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業
- イ 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

石綿排出等作業の考え方は、法第 18 条の 17 第 1 項の規定中の「特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業」と同一とし、建築物等の種類や規模によらず、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業がすべて対象となるものとする。

また、例えば、配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業が行われることがある。このような事例において、当該作業の場所から石綿が排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は石綿排出等作業に該当しない。ただし、保温材の劣化などにより当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の吹付け石綿等から石綿が飛散するおそれがある場合には、当該作業が石綿排出等作業になり得ることに留意されたい。

### (3) 石綿排出等工事（第 2 条第 18 号）

石綿排出等工事については、石綿排出等作業を伴う建設工事と規定した。

## 2 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止

### (1) 管理体制の整備（第 52 条、規則第 44 条）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備し、当該管理体制図を作成しなければならないことを規定した。

具体的には、隔離養生や機器装置類、資材や薬剤等の日常的な管理・監視をする元請業者や下請負人の現場責任者や、石綿障害予防規則第 19 条の規定に基づいて選任される石綿作業主任者を中心とした管理体制を明確にし、緊急時の対応、住民等に対する周知の実施、問合せへの対応等の分担を明らかにした体制を確保するものとする。

また、管理体制図には、緊急時に直ちに対応ができるようこれらの関係者のみならず、条例第 52 条の 7 第 1 項の規定による通報先、労働基準監督署等の関係機関の名称及び連絡先を記載するものとする。

### (2) 住民等への周知（第 52 条の 2、規則 44 条の 2）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める方法により規則で定める事項を周知することを規定した。

「石綿排出等作業を開始する前」とは、周知期間等を考慮し、法施行規則第 16 条の 4 第 2 号の規定に基づく掲示板の設置と併せて、吹付け石綿等の除去の作業を開始する概ね一週間前までとする。

#### ア 周知方法

周辺の地域の住民等への周知方法については、掲示板を除き、説明会の開催、戸別の訪問、印刷物の配布、回覧板の利用等による方法とした。

石綿排出等工事の規模や地域の状況は様々であり、これらの方法を用いて効果的に周知を行うものとする。

「周辺の地域の住民等」とは、石綿排出等工事の場所の周辺の地域において、当該工事の影響を直接的に受ける可能性のある範囲の住民が該当するが、必要に応じて、当該範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。

この範囲の設定にあつては、石綿排出等工事の規模や地域の状況を勘案して適切な範囲とするが、具体的には、当該工事が行われる敷地に隣接する敷地までとすることや、必要に応じて自治会を単位とした範囲とすることが考えられる。

#### イ 周知事項

周知事項については、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの観点から、石綿排出等工事の予定期間、石綿の飛散を防止するための措置の概要、法施行規則第 16 条の 4 第 2 号の規定に基づく掲示板の掲示事項等を規定した。

### (3) 大気中の石綿濃度等の測定（第 52 条の 3、規則 44 条の 3）

予期せぬ箇所からの石綿漏えいを監視するため、負圧隔離養生を実施しなければならない石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺において、大気中の石綿の濃度等を測定することとし、併せてその結果を記録し、3 年間保存することを規定した。

負圧隔離養生を実施しなければならない石綿排出等工事とは、法施行規則別表 7 の 1 の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事（同表の 6 の項下欄イの規定により同表の 1 の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。）とし、いわゆるグローブバッグ工法の工事は対象外とした。

#### ア 測定時期及び頻度

測定時期は、初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期とした。測定頻度は、吹付け石綿等の除去を行う期間において、7 日

を超えない期間につき1回以上とした。

「初めて吹付け石綿等の除去を行う日」とは、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置といった石綿排出等作業を行う初日ではなく、負圧隔離養生を行い、集じん・排気装置を設置のうえ吹付け石綿等の除去を行う初日をいう。

また、負圧隔離養生の範囲が広がると作業場内の負圧の維持管理、汚染空気の集じん排気が困難であるため、負圧隔離養生の区画を分け、複数の区画で作業を行うことが想定される。この場合においては、負圧隔離養生の条件や方法が異なるため、分割した負圧隔離養生の区画ごとに測定を実施するものとする。

#### イ 測定の方法

測定の方法は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」として神奈川県告示第472号に定めた。この他、具体的な試料調製等の方法は、環境省のアスベストモニタリングマニュアルやJISK3850-2の内容に準拠するものとする。

空気の捕集時間については、2時間以上とし、休憩を行う場合等のため捕集作業を中断する場合でも、捕集時間の合計が2時間以上となればよいものとした。

#### (4) 発注者への説明（第52条の4）

法第18条の15の規定に基づく発注者への説明の内容を補完するため、石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の管理体制や周知に関する計画等を説明しなければならないこととした。

#### (5) 届出等（第52条の5、第52条の6、規則第44条の4、規則第44条の5）

法第18条の17の規定に基づく届出を補完するため、石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、次の届出等をしなければならないこととした。

#### ア 石綿排出等作業に係る届出（規則第19号様式）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、管理体制、住民等への周知に関する計画、大気中の石綿濃度等の測定を行う場合にあつてはその計画、法第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き同条第1項又は第4項の規定による調査の結果等を規則第19号様式により届出を行うこととした。

なお、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合には、法第18条の17の規定と同様に、当該届出は石綿排出等作業の開始の日の14日前までに限らず、速やかに提出することとした。

イ 石綿排出等作業の完了の報告（規則第 20 号様式）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては当該測定結果、法第 18 条の 23 第 1 項又は第 2 項の記録等を添付し、規則第 20 号様式により知事へ報告しなければならないこととした。

ただし、従前からの指導指針の運用と同様に、大気中の石綿濃度等の測定については、法の作業基準が遵守され、予期せぬ箇所からの石綿の飛散がないことを早期に検証するため、測定日の翌々日の工事開始時までには把握するものとし、任意様式による報告を求めるものとする。

(6) 非常時の措置（第 52 条の 7、規則第 44 条の 6、規則第 21 号様式）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、非常時に、直ちに知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならないことを規定した。非常時とは、石綿排出等作業により石綿が周辺に漏えいした又は漏えいしているおそれが生じたときであり、具体的に、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が漏えい監視の管理値である 1 本/l を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときと規定した。

「石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたとき」とは、不可抗力によると故意又は過失によるとを問わず、通常石綿排出等作業においては想定しえないような経緯によってシートが大きく破断し作業場の負圧隔離が解除されてしまう状況や集じん・排気装置の明らかな不具合が確認され集じん・排気装置出口の粉じん濃度が著しく上昇した状況などをいう。

「応急の措置」とは、吹付け石綿等の除去等の作業の作業再開後に再び石綿が漏洩することが無いよう、集じん・排気装置のフィルターの装着の不具合の改善、漏えい箇所のシートの修繕等の飛散防止のための応急措置の他、原因究明及び再発防止措置を講ずることを指す。

また、石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、知事に通報し、これらの措置を講じた後、速やかに規則第 21 号様式により事故原因、措置内容等を報告することとした。

さらに、知事は、この非常時において、当該者が応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

なお、非常時には、法で定める作業基準に適合しない状況であると考えられることから、元請業者等に対して、石綿排出等作業の中断を指導することは言うまでもなく、指導に従わない場合には、法の作業基準適合命令及び命令違反への罰則並びに直接罰の

規定の適用を検討し、法と連携した効果的な運用を図りたい。

### 3 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理等（第 52 条の 8、規則別表第 17）

建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等から石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定した。

また、適正な管理が行われていない建築物等から石綿の飛散による環境汚染を確認した場合に、知事は、原因の調査等の措置を講ずることができるようにした。

#### (1) 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、その建築物等の吹付け石綿等の使用状況を把握する努めることを規定した。

#### (2) 環境汚染を確認した場合の知事の措置等

規則別表第 17 の環境汚染の原因物質に石綿を追加し、漏えい監視の管理としての基準を石綿繊維数濃度 1 本/ℓとした。

### 4 その他

#### (1) 罰則等（第 110 条の 2 及び第 121 条関係）

第 52 条から第 52 条の 6 の規定に違反している者又はそのおそれがある者に対し、知事は、必要な措置を講ずべきことを勧告できることとした。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、知事がその旨を公表できることとした。

一方、第 52 条の 7 第 3 項の規定による命令に違反した者に対しては、吹付け石綿等が人の健康に被害を及ぼす物質であることを踏まえ、不適正事例を担保するものとして、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処することを規定した。

#### (2) 施行期日等

##### ア 施行期日

条例及び規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、石綿排出等作業に係る届出事項である法第 18 条の 15 第 1 項又は第 4 項の規定による調査の結果に係る規定（第 52 条の 5 第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

##### イ 経過措置

条例第 52 条から第 52 条の 6 まで(第 52 条の 5 第 1 項第 2 号を除く。)の規定は、この条例の施行の日から起算して 14 日を経過する日以後に着手する建設工事について適用する。なお、条例第 52 条の 5 第 1 項第 2 号の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に着手する建設工事について適用する。